

山口県手話言語条例をここに公布する。

令和元年十月八日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県条例第十四号

山口県手話言語条例

手話は、物の名前、意思、概念等を手指、体の動きや表情を使って表現する独自の語彙や文法体系を持つ言語である。このことは、平成十八年に国際連合において採択された障害者の権利に関する条約において定義されており、世界共通の理解である。

我が国においても、手話は明治時代からろう者の間で、思考や意思疎通の手段として用いられ、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で重要なものとして大切に受け継がれ、発展してきた。ろう学校において読話と発声訓練を中心とする口話法が導入されたことにより、その使用が制限された時期もあったが、平成二十三年に改正された障害者基本法において、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

一方、本県においては、手話が音声言語と異なる独自の言語であるという認識がいまだ県民に定着しているとは言えず、聴覚障害者及びその家族が共に手話を習得する機会も著しく不足しているなど、手話を言語として使用しやすい環境は、十分に整備されていない状況にある。このことにより、聴覚障害者は、日常生活における意思疎通のみならず、その成長の過程で思考力や表現力を身に付け、豊かな人間性をはぐくむ上でも困難な状況に直面している。

このため、広く県民に対し手話の普及を図るとともに、聴覚障害者及びその家族が共に手話を習得する機会を確保することが極めて重要である。

ここに私たちは、手話を守り、発展させてきた郷土の先人の志と行動力を受け継ぎ、言語である手話の普及及び習得の機会の確保を図ることにより、ろう者が手話により自由に表現し、意思疎通を円滑に行うことができる地域社会を実現する手話言語による生活維新を成し遂げることを決意し、この条例を制定する。

#### (目的)

第一条 この条例は、手話が言語であるという認識の下に、手話の普及及び習得の機会の確保について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町、県民、ろう者、手話関係者、学校又は児童福祉施設の設置者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策を総合的に推進し、もってろう者が手話を使用して生活することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「ろう者」とは、聴覚障害者のうち手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。

2 この条例において「ろう児等」とは、聴覚障害者のうち手話の使用又は習得を必要とする乳幼児、児童、生徒又は学生をいう。

3 この条例において「手話関係者」とは、手話通訳を行う者その他の手話に関する活動を行う個人又は団体をいう。

(基本理念)

第三条 手話の普及及び習得の機会の確保は、県、市町、県民、ろう者、手話関係者、学校又は児童福祉施設の設置者及び事業者が、それぞれその果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら一体的に取り組みなければならない。

2 手話の普及及び習得の機会の確保は、手話が独自の言語であり、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであるという認識の下に推進されなければならない。

3 手話の普及及び習得の機会の確保は、手話がろう者はもとより、ろう者以外の者にとっても、情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図るために必要なものであるという認識の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する手話の普及及び習得の機会の確保についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、ろう者及び手話関係者の意見を反映させるよう努めるものとする。

(市町の役割)

第五条 市町は、基本理念にのっとり、手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策を講ずるよう努めるとともに、県が実施する手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策と連携するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、手話が独自の言語であることを認識し、手話に対する関心及び理解を深めるとともに、自主的に手話の習得に努めるものとする。

(ろう者及び手話関係者の役割)

第七条 ろう者及び手話関係者は、手話の普及及び習得の機会の提供に主体的に取り組むよう努めるとともに、県が実施する手話の普及及び習得の機会の確保に関する

施策に協力するよう努めるものとする。

(学校又は児童福祉施設の設置者の役割)

第八条 ろう児等が在籍する学校又は児童福祉施設の設置者は、ろう児等が手話を使用して集団生活を営むことができるよう、教員又は職員の手話に関する技術の向上のための措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 学校又は児童福祉施設（県が設置するものを除く。）の設置者は、県が実施する手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第九条 事業者は、その雇用するろう者が手話を使用して働くことができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者にサービスを提供するときは、手話の使用について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

3 事業者は、県が実施する手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(手話の普及)

第十条 県は、手話の普及を図るため、市町、ろう者及び手話関係者と協力して、県民の手話に接する機会の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、ろう児等が在籍する学校及び児童福祉施設並びにろう者が勤務する事業所における手話の普及を図るため、情報の提供、専門的又は技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(手話の習得の機会の確保)

第十一条 県は、聴覚障害者が、乳幼児期からその発達段階に応じ、その家族と共に手話を習得することができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十二条 県は、手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。